

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 城里町

標準収入額等 A:	普通交付税額 B:	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,625	3,863	536	7,024

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,290	10,059	231	135	3	12,115	
一般会計等	10,290	10,059	231	135		12,115	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	2,308	2,294	13	13	—	—	—	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	279	270	9	9	—	37	1	
老人保健特別会計	5	5	0	0	—	—	—	
後期高齢者医療特別会計	168	167	1	1	—	—	—	
介護保険特別会計(保険事業勘定)	1,403	1,384	20	20	—	—	—	
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5	5	0	0	—	—	—	
公共下水道事業特別会計	1,352	1,333	19	15	365	6,247	5,591	
農業集落排水事業特別会計	548	544	4	4	175	2,314	2,029	
簡易水道事業特別会計	50	50	—	—	35	296	216	
水道事業会計	575	564	11	990	221	3,846	2,566	
公営企業会計等 計				1,052		12,740	10,403	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
城北地方広域事務組合	648	605	43	43	—	119	—	
笠間地方広域事務組合	258	220	39	39	—	—	—	
水戸地方広域市町村圏事務組合(一般会計)	177	173	3	3	7	—	—	
水戸地方広域市町村圏事務組合(総合老人保健センター特別会計)	212	195	17	17	114	—	—	
茨城県市町村総合事務組合(一般会計)	31,294	31,286	8	8	25	—	—	
茨城県市町村総合事務組合(県民交通災害共済事業特別会計)	279	278	2	2	34	—	—	
茨城租税債権管理機構	544	310	234	234	—	—	—	
茨城県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	913	907	6	6	10	—	—	
茨城県後期高齢者医療広域連合(後期高齢医療特別会計)	234,661	231,622	3,039	3,039	2,214	—	—	
一部事務組合等 計				3,391		119	—	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
城里町開発公社	226	971	20	214	—	—	—	—	
常北物産センター	0	△13	27	—	—	—	—	—	
桂ふるさと振興センター	3	116	35	—	—	—	—	—	
物産センター山桜	1	31	28	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			110	214	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,473	1,610	137
減債基金	127	127	0
その他充当可能基金	1,605	1,610	5
充当可能基金 計	3,169	3,348	142

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.32	1.92	0.60	△ 14.04	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	15.99	16.92	0.93	△ 19.04	△ 40.00	公共下水道特別会計	—	—	—
実質公債費比率	17.0	17.0	0.0	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	167.5	158.6	△ 8.9	350.0		簡易水道事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.42	0.41	△ 0.0						
経常収支比率	89.7	87.2	△ 2.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。